

耐震診断を受けるには

自分の家の耐震性を 確認してみましょう！

村では、専門技術者による耐震診断を公費助成により実施しています。耐震診断を受けるには、下記のような対象建築物の条件があります。詳しくは役場 農林建設課にご相談ください。

事業名	既存木造住宅耐震診断支援
対象建築物(右記のすべてに該当すること)	・昭和56年5月31日以前に着工された、村内にある住宅 ・個人の所有する住宅 ・現に居住し、又は居住しようとする住宅であること
費用負担	無料
申込方法	役場 農林建設課にご相談ください

耐震診断とは

大規模な地震に対してどの程度の安全性があるかを判定するものです。専門家が地番や基礎、壁の強さ、壁の配置、劣化度などについて調査を行い、上部構造の評価を数値（評点）で表します。耐震診断の結果によっては、地震による大きな被害が予想されるため、早急な改修・補強工事が必要となります。

村では、既存木造住宅を対象に「公費助成による耐震診断」を実施しています。命を守るため、まずは耐震診断を受けましょう。

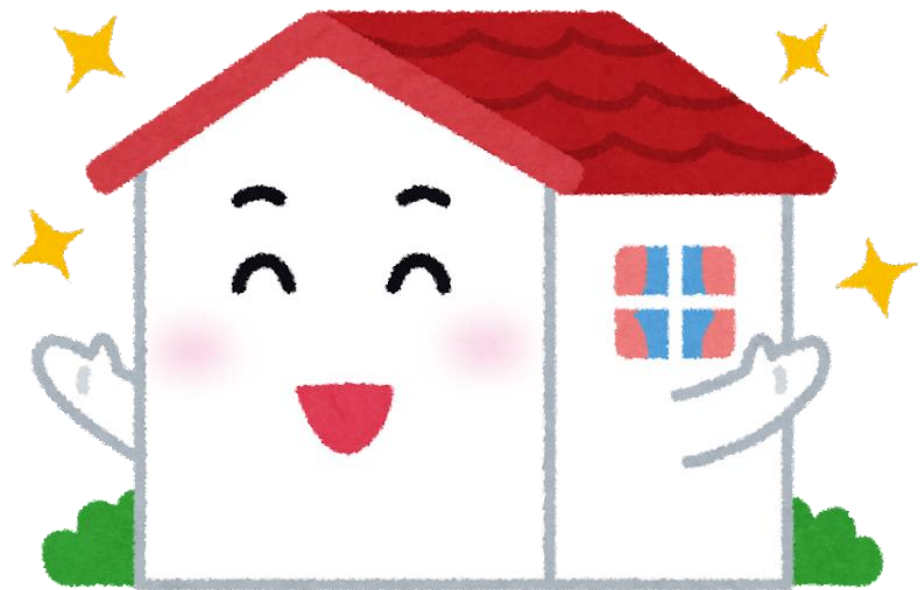
総合評価	判定
1.5以上	◎ 倒壊しない
1.0以上～1.5未満	○ 一応倒壊しない
0.7以上～1.0未満	△ 倒壊する可能性がある
0.7未満	× 倒壊する可能性が高い



耐震改修とは

耐震改修工事とは、耐震診断の結果、住宅の強度が不足する場合、今後予想される大地震による倒壊等を未然に防ぐため、設計に基づき行う補強工事のことです。耐震補強は、基礎や壁の補強、劣化箇所の取り換えなどを行う工事です。

山添村では、木造住宅の耐震改修工事を行う所有者に対し、費用の一部を補助しています。



耐震改修の補助を受けるには

耐震改修の補助を受けるには、下記のような補助対象者、対象建築物の条件があります。詳しくは、役場農林建設課にご相談ください。

事業名	山添村既存木造住宅耐震改修補助金
補助対象者	山添村内の補助対象住宅の所有者等
対象建築物	・村の耐震診断制度の対象住宅 ・村が実施する木造住宅の耐震診断(またはそれと同等以上の効力を有すると認められる耐震診断)で診断結果が1.0未満と診断された住宅
補助金の交付対象となる耐震改修工事	(1)耐震改修工事前の構造評点1.0未満のものを耐震改修工事後の構造評点1.0以上の数値となる耐震改修工事 (2)耐震改修工事前の構造評点0.7未満のものを耐震改修工事後の構造評点0.7以上の数値となる耐震改修工事
補助対象経費及び補助金の額	補助対象経費は、補助対象住宅の耐震改修工事に要した費用(一般管理費、現場管理費及び共同仮設費を含む。)とする。 ・補助金の額は、100万円又は補助対象経費の5分の4のいずれか低い額 (当該額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

問い合わせ先
山添村役場 農林建設課 TEL：0743-85-0046